



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名：株式会社ベネッセホールディングス  
代表者名：代表取締役会長兼社長 原 田 泳 幸  
(コード番号：9783 東証第一部)  
問合せ先： 広報・IR 部長 増本 勝彦  
( TEL : 03-5320-3505 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成27年6月27日開催予定の第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)事業領域を明確化するため、定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2)平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待できる役割を十分に発揮できるように、当社定款第 24 条（取締役の責任免除）及び第 30 条（監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ています。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (条文省略)	(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (現行どおり)
20. 映像・音楽作品等の企画、製作、販売、賃貸、輸出入、興行および配給 (条文省略)	20. <u>写真</u> ・映像・音楽作品等の企画、 <u>撮影</u> 、製作、販売、賃貸、輸出入、興行および配給 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第24条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損	(取締役の責任免除) 第24条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役 ( <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> ) と

<p>害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の実任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>の間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の実任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
--	---

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月27日 (土曜日)
定款変更の効力発生日	平成27年6月27日 (土曜日)

以 上